

議案第16号 三田市まち・ひと・しごと創生総合戦略応援基金条例の制定について

企業版ふるさと納税として得た寄附金を、地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源として充てるため、「三田市まち・ひと・しごと創生総合戦略応援基金」を設置するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき基金条例の制定について議会の議決を求めるもの。

1 条例の概要

(1) 基金として積み立てる額(第2条関係)

ア 一般会計歳入歳出予算で定める額

イ 前条の趣旨に添う寄附金(三田市地域医療確保基金条例第2条第2号の寄附金を除く。)の額

ウ 基金の運用から生ずる収益金の額

エ その他市長が適当と認める収入の額

(2) 基金の管理(第3条関係)

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。また、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(3) 運用益金の処理(第4条関係)

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(4) 繰替運用(第5条関係)

市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(5) 基金の処分(第6条関係)

基金の設置目的に掲げる事業を行うために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算に計上して処分することができる。

2 施行期日

公布の日